

消防用設備等の点検結果報告書の様式等に関する運用基準について

消防法（以下「法」という。）第17条の3の3に基づく、消防用設備等点検結果報告書の様式等については、「告示9号第4点検の結果についての報告書の様式」で定められており、告示第9号、第4中のただし書きで、消防用設備等のうち、消防長又は消防署長が適当と認める場合にあっては、点検結果報告書に点検結果総括表及び点検者一覧表を添付することで告示第14号に定める点検票（以下「点検票」という。）を省略することができますが、この消防長又は消防署長が適当と認める場合の判断基準として、116号通知等に基づき、次の1のとおり運用します。

また、郵送による点検結果の報告については、145号通知中の2 郵送による点検結果の報告に基づき、次の2のとおり運用します。

1 運用上の留意事項

- (1) 点検済表示制度が活用され、個々の消防用設備等の所定の位置に点検済票が貼付され、点検が確実に行われていること。
- (2) 点検結果報告書の「備考欄」に点検済票の番号が記載されていること。
- (3) 点検結果総括表の「点検実施責任者欄」に宮崎県消防設備保守協会が付与する登録番号及び当該登録会員の責任者の氏名を記載すること。
- (4) 法第17条の3の3の規定に基づく報告が行われていること。
- (5) 防火対象物の消防用設備等に不備事項がないこと。

なお、この場合の運用は次のとおりとします。

ア 各消防用設備等に不備がない場合

点検結果報告書に点検結果総括表及び点検者一覧表を添付してください。

イ いずれかの消防用設備等に不備がある場合

(ア) 点検結果報告の際に改修の終了していない消防用設備等の点検票は、省略できません。

(イ) 不備のないもの又は、点検結果報告までに改修の終了しているものは、点検票を省略できます。

- (6) 消防署に提出する点検結果報告書の副本には、不備事項の有無にかかわらず点検を行ったすべての点検票を添付してください。

2 郵送による点検結果の報告

- (1) 郵送による報告のできる防火対象物

前記1により、運用されている防火対象物

- (2) 郵送による報告を行う場合の留意事項

郵送による報告を行う場合にあっては、次の事項に留意してください。

ア 点検結果報告書の消防機関への提出は、防火対象物の関係者の責任において実施されるものであり、郵送時における紛失等に伴うトラブルを防止するため、書留を利用するか、報告書の到達状況の電話確認をお願いします。

イ 消防機関が報告書を受理して内容を確認した際に、書類の不備等が確認された場

合には、防火対象物の関係者（又は点検業者）に電話で訂正箇所を伝えますので、訂正した点検結果報告書を直接、消防機関にお持ちください。

なお、受理した書類の不備等に係る訂正及び再提出については、郵送不可となりますのでご注意ください。

ウ 消防機関が受理した点検結果報告書の副本の返却方法は、次のいずれかによるものとします。

(ア) 直接、防火対象物の関係者（又は点検業者）が来庁し受け取る。

(イ) 郵便費用（書留）は関係者着払いにより防火対象物の関係者に返却する。

この場合、返却前に関係者に対して、着払いで料金（手数料を含む）を支払う必要がある旨を電話連絡します。

(ウ) 前記(ア)及び(イ)のほか、書留郵便に相当する郵便切手を報告書に添付する。

ただし、書類の不備等が確認された場合は、前記イのとおり、訂正した点検結果報告書を直接、消防機関にお持ちいただくことになります。

3 告示等

(1) 告示第9号

消防法施行規則の規定に基づき、消防用設備等又は特殊消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件（平成16年5月31日付け消防庁告示第9号）

(2) 告示第14号

消防用設備等の点検の基準及び消防用設備等点検結果報告書に添付する点検票の様式を定める件（平成50年10月16日消防庁告示第14号）

(3) 点検結果報告書

告示第9号別記様式第1の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果報告書

(4) 点検結果総括表

告示第9号別記様式第2の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検結果総括表

(5) 点検者一覧表

告示第9号別記様式第3の消防用設備等（特殊消防用設備等）点検者一覧表

(6) 点検表示済制度

「消防用設備等点検済表示制度について」（平成8年4月5日付け消防予第61号通知）により運用される点検済表示制度

(7) 116号通知

消防用設備等の種類及び点検内容に応じて行う点検の期間、点検の方法並びに点検の結果についての報告書の様式を定める件の一部改正について（平成8年6月11日付け消防予第116号通知）

(8) 145通知

消防用設備等に係る点検及び報告の推進等について（平成11年6月14日付け消防予第145通知）

4 附則 この運用基準は、平成24年4月1日から施行します。